7月4日、北上市内でツキノワグマ(以下、「クマ」と表記。)が住宅に侵入し、襲われた女性がお亡くなりになる死亡事故が発生しました。
県ではこの死亡事故の発生を踏まえ、県内全域に「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表。注意喚起の強化を図るとともに、達増知事は「クマの数を減らすことをしていかなければならない」と定例記者会見で述べ、今後のクマ対策の必要性を強調しました。
市にもクマの目撃情報が多数寄せられており、引き続きクマの出没には注意が必要です。市民の皆さんの命や暮らしを守るため、市が行っているクマ対策などについてお知らせします。

■クマの目撃件数は増加傾向

市内では、7月23日現在、クマによる人身被害は発生していませんが、クマの目撃情報は増加傾向です。令和6年度は1年間で303件のクマの目撃情報がありましたが、本年度はすでに246件の目撃情報が市に寄せられています。
またそのうち23件は、松園地区や天下田地区、桜町地区、いわて花巻空港周辺など、花巻地域における市街地での目撃情報です。市街地だからといって、油断はできません。

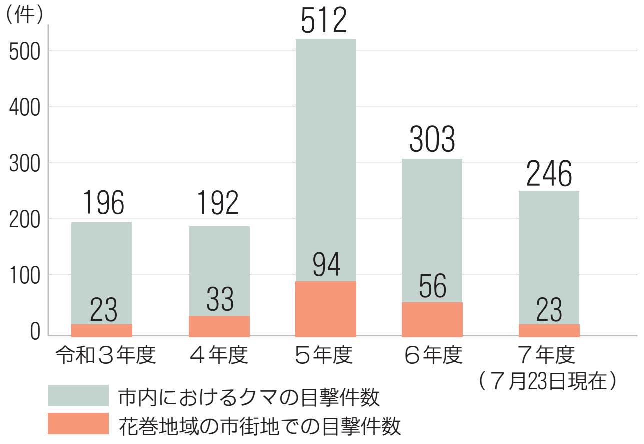

■クマの生息数も増加中!?

県では昨年度、奥羽山脈沿いにおいて「ヘア・トラップ法」と呼ばれるクマの体毛を採取して、その地点に何頭ほどのクマが生息しているのかなどを把握する調査を行いましたが、県全体としての調査結果はまだ公表されていません。
一方、市では、太田地区において岩手大学と連携して同法による調査を行いました。その結果、昨年6月〜11月の期間で当該地区には30頭以上のクマの生息が確認され、県内各地域においてもクマの生息数は増加していることが推測されます。

■クマは山に返してもすぐに戻ってきます

専門家によると、一度山から里に下り、人の日常生活圏に自分の好きな食べ物やにおいがあることを覚えたクマは、わなで捕獲されて山に返されても、またすぐに里に戻ってくる可能性が高いとのことで、非常に危険です。
市および花巻市猟友会では、クマを捕獲するためのわなを20台保有していますが、市では捕獲体制のさらなる強化のため、大型タイプのわなの購入などさらなるクマ対策のための費用について、8月1日の市議会臨時会に補正予算を提案します。
また市では、わなを使って本年4月からすでに21頭(7月23日現在)のクマを捕獲していますが、捕獲したクマは先述のとおり、山に返してもすぐに里に戻ってくる可能性が高いことから、市では捕獲したクマを山に返さずに駆除しています。
しかし、わなによって捕獲できないクマも多く、死亡事故が起きた北上市では、事故現場付近にわなを仕掛けても約1週間捕獲することができませんでした(結果的にはハンターが猟銃でクマを駆除しました)。

■9月から市街地での「緊急銃猟」が可能に

市ではここ数年、北上市のように、人の日常生活圏で猟銃を発砲した事例はありませんが、市街地でのクマなどの「緊急銃猟(*)」が市町村の判断で可能となる「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が本年4月の国会で成立し、9月1日から施行される予定です。
※これまでは、山での狩猟とは別に市街地での銃猟は原則禁止されており、人に危険が迫ってから「警察官職務執行法」により警察官がハンターなどに発砲を命じる仕組みでした
市ではこの改正された法律の施行の前に、人の日常生活圏にクマが出没し、人に危険を及ぼす可能性が高い場合に、「警察官職務執行法」や現行の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、猟銃によるクマの捕獲を可能とするような仕組みを明確にするため、現在マニュアルの作成を進めています。

*緊急銃猟…人の日常生活圏にクマなどが出没した場合、人に弾丸が当たらないように安全確保した上で、市町村の判断で銃猟を可能とする制度。市町村長は▼人の日常生活圏にクマが侵入またはその恐れがある▼危害防止が緊急で必要▼銃猟以外での迅速な捕獲が困難▼住民に弾丸が当たる恐れがない▼クマがその場にとどまる可能性が高い─などと判断した場合に、市町村職員や委託したハンターなどに緊急銃猟をさせることができるようになります